

# 全県下合理化協定を目指して

広環協合理化対策委員長 茂本 敬植



平成十一年三月、従来の連合会組織を改め、広島県環境整備事業協同組合（略称・広環協）に改組して三年になります。これは、ひとえに県下全域での合理化（補償）を貫徹するための改組であります。

つまり、旧連合会組織の元では、各事業協同組合（八単体）において、合理化（補償）に対する取り組み方、または行政側、あるいは組合員の理解度に温度差があり、その推進状況に大きな格差が生じて参りました。

こういった状況を打開し、全業者（組合員）に合特法に基づく、あるいは合特法の主旨に鑑みた代替業務の確保を中心とした合理化措置がなされるよう、県下でひとつの事

業協同組合として、生まれ変わったわけであります。言うまでもなく、我々の業である一般廃棄物の処理（し尿・浄化槽汚泥）は、各市町村固有の事務であり、処理責任は市町村にあります。

つまり、我々一般廃棄物処理業者（し尿・浄化槽汚泥）は、いわば市町村事務の代行者であり、行政とお互いに協同してし尿・浄化槽汚泥を適正に処理する責務があるのであります。しかしながら、急速な下水道の整備進捗により、我々の業は確実に日々減少しております。このままでは適正処理はおろか、業の継続さえ困難な状況を迎えることは必至であります。

合特法をはじめ、国の各種通知・通達は、補償という観点のみならず、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、いわゆる最後の一軒が繋ぎ込まれるまで継続して行われなければならない。

この業の事情に鑑み、これらの業務の安定を保持するとともに、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の適正な処理を確保させる趣旨があるのであります。ただ、昨年九月には、広島県から県下市町村に対して合

広報  
広環協

## 発行者

広島県環境整備事業協同組合

〒730-0026  
広島市中区田町5番9号  
TEL (082) 246-0340  
FAX (082) 248-1258

## 環境整備事業関係広報紙

### 第5号

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。  
会員、関係企業に頒布しております。

## 目次

一面：全県下合理化協定を目指して
二面：広島市清掃事業功労者表彰で受賞
三面：廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会検討結果を報告
四面：適正業務推進部会報告

あります。

当広環協合理化対策委員会

は、平成14年度中には全組合員、県下全域の合理化協定の締結が達成できるよう、広環協執行部はもとより、全会員の皆様の絶大なるご協力をもつて邁進してゆく所存でございます。

導通知が発令され、十月には、広島県のご後援をいただき合理化事業計画策定研修大会を各市町村の皆様ご参加の元、総勢約五五〇名により挙行し、成功裡に終えることがで

きました。

大会を通して、我々広環協組合員と関係市町村とはお互に協同して一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）をいわゆる最後の一軒まで適正に処理していく責務と理念があるといふ「共通の認識」の上に立ち、そのためにも合理化事業計画の策定は必要欠くべからざる規制改革の中、廃棄物を取り巻く環境は大きな変革の中にあります。早期に合理化協定を締結することは重要なことです。

何卒、全会員の皆様、また青年部の若き経営者の皆様方の熱きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご周知のとおり、聖域なき規制改革の中、廃棄物を取り巻く環境は大きな変革の中にあります。早期に合理化協定を締結することは重要なことです。

そのためにも合理化事業計画の策定は必要欠くべからざる規制改革の中、廃棄物を取り巻く環境は大きな変革の中にあります。早期に合理化協定を締結することは重要なことです。

何卒、全会員の皆様、また青年部の若き経営者の皆様方の熱きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 東急車輛の環境整備車両

- バキュームカー
- 汚泥吸排作業車
- 高圧下水管洗浄車



美しい時代へ—豊かさを造り、未来を創る  
**東急車輛製造株式会社**

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キヤロットタワー  
TEL 03(5431)1082

水に命をあたえ、自然に帰す…  
それがハイライトの仕事です。

### 浄化槽用殺菌・消毒剤

## ハイライトクリーン



### 特長

- 完全溶解性で、吸湿性がほとんどなく、目詰りや膨張による棚吊りはありません。
- 有効塩素の安定性がよく、持続性の高い消毒効果が得られます。
- 作業性がよく簡便で経済的です。
- 強い雑菌力を發揮します。
- 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。

### 浄化槽用殺菌消毒剤

- ハイライトクリーンS（ドーナツ型15g/錠）●ハイライトクリーンQ（ドーナツ型15g/錠）●ハイライトクリーンS-90（ドーナツ型15g/錠）●ハイライトクリーンM-90（円型扁平型30g/錠）●ハイライトクリーンC（ドーナツ型75g/錠）●ハイライトクリーンL-60（ドーナツ型150g/錠）●ハイライトクリーンL-90（ドーナツ型150g/錠）●ハイライトスティック（棒状型300g/錠）●ハイライトスティック45（短棒状型45g/錠）

### 水処理用塩素剤

- サンブライト90W（30g基石型）

※用途に応じて使用器具も取揃えています。

## 広島県販売代理店

山下薬品工業株式会社

広島市西区観音本町2-3-23

T E L 082(232) 2286  
F A X 082(232) 2289

日産化学工業株式会社

大阪支店

大阪市北区梅田1-8-17(大阪第一生命ビル11階) TEL06(6346)7130



受賞者 有限会社寿環境センター 大嶋 治氏  
り市長表彰が決定した旨の文書が届き、平成十四年一月三十一日の表彰式を迎えた。当日は、推薦者として広環協を代表し、青年部長鉄本秀樹も立会され、栄えある表彰と共にされました。

平成十四年一月三十  
一日、広島市に於て、  
永年功労者に対する表  
彰式典がございました。  
弊社から、大嶋 治  
(六十一歳) 氏が永年  
(二十年) の表彰を受け、  
真に喜ばしく思います。  
今日に到るまでは、  
平坦な道程ばかりでな  
く、現場での諸問題と  
立ち向かい、こうして  
節目を迎えることとな  
り、大変意義深い名譽  
な賞を頂くこととなり、  
弊社も同様に歳月の重  
みを感じている次第で  
す。

二年の幕開けで、厳し  
い社会状況、深刻な問  
題が山積みしており、  
打開策が見えないのが  
現状です。明るい話題  
のない世相のなか、今  
般の式典(表彰)は、  
働く者への励み、明日  
への活力へと続くもの  
と確信致しております。

不況下、下水道整備  
計画は着々と進み、  
我々の業界へも不況風  
が吹きつけております  
が、し尿収集運搬業務、  
表舞台に出ることなく  
あくまで裏方、しかし

政策不透明な二〇〇〇  
二年の幕開けで、厳し  
い社会状況、深刻な問  
題が山積みしており、  
打開策が見えないのが  
現状です。明るい話題  
のない世相のなか、今  
般の式典（表彰）は、日  
働く者への励み、明日  
への活力へと続くもの  
と確信致しております。  
不況下、下水道整備  
計画は着々と進み、  
我々の業界へも不況風  
が吹きつけております  
が、し尿収集運搬業務、  
表舞台に出ることなく  
あくまで裏方、しかし  
微力なりに社会に貢献  
して自負の念で最  
後まで前進を望み、健  
康に留意し、永年精勤  
の御礼を申し上げたい  
と思います。

表彰式典関係各位様  
におかれましては、多  
大なご配慮・ご協力を  
承り、紙面を通して厚  
く御礼申し上げます。

謹白

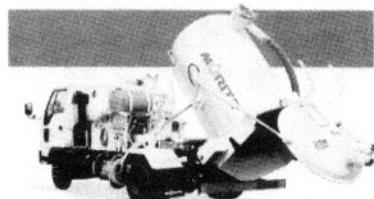
# 表彰状

## 大嶋 治様

人と地球のいのちを守る



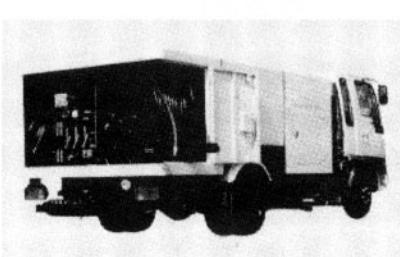
ニュープレスマスター(圧縮式ゴミ収集車) パワフルマスター(強力吸引車)



ニュープレススター(圧縮式ゴミ収集車) パワフルスター(強力吸引車)



#### エコパネル付バキュームカー



#### ハイプレクリーナー(高圧洗浄車)

**平成14年  
1月31日**

# 広島市清掃事業功労者表彰で受賞

広島市清掃事業功労者の表彰候補者の推薦依頼が、広島市環境局業務第二課より広環協にありました。

顕著であり、他の模範となる団体及び個人。個人功労表彰の推薦基準については、平成十三年四月一日現在、従事年数が二十年以上かつ年齢五十歳以上の業者または団体の従業員で、その業務に精励し、他の模範と

顕著であり、他の模範となる団体及び個人。

なるもの。

四

表彰狀

大嶋 治様

### 《主な営業品目》

- 《工場販賣品目》

1.衛生車	1.圧力散水車
1.塵芥収集車	1.薬液散布車
1.汚泥車	1.ミルクローリー
1.高圧洗浄車	1.高速発酵処理装置
1.廃油ローリー	1.リサイクル装置・施設
1.脱水処理車	1.入浴車
1.貯水槽清掃車	1.その他特殊車
1.給水車	架装全般

株式会社 モリタ エコノス事業本部

本部 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号  
ダイヤルイン 0729-95-0605

広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号  
電話 082-893-2231(代)  
FAX 082-893-1312

# 廃棄物の定義及び区分の見直しについて

## 廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会検討結果を報告

政府は、平成十二年から循環型社会形成推進基  
本法の元、各種リサイクル法の制定や廃棄物処理法等の改正により、廃棄物・リサイクル関連法を体系的に整備し、国、地方公共団体、事業者および国民が一体となって、リデュース・リサイクルの三Rを促進するとともに、廃棄物の適正処理を確保することにより、循環型社会の構築を目指している。

法等改正に伴う附帯決議、総合規制改革会議による「重点六分野に関する中間とりまとめ」(平成十三年七月二十四日)や「規制改革の推進に関する第一次答申」(同年十二月十一日)等、各方面からも指摘されているところである。

こうした状況を背景として、平成十三年八月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会を設置し、廃棄物の定義・区分のあり方、リサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制のあり方、排出責任・拡大生産者責任のあり方等の基本問題について検討されてきた。

専門委員会では、部会の決定に基づき、基本問題に関する論点・課題について専門的な見地から調査・検討を行い、見直しの方向性や選択肢を明らかにすることを目的として、平成十三年九月から九回にわたり、関係各団体からのヒアリングを

行い、平成十三年十二月十八日、廃棄物・リサイクル部会へ報告する基本問題の論点をまとめた。

同委員会のまとめによると、①廃棄物の定義、②廃棄物の区分、③リサイクルに係る廃棄物処理業・施設の規制、④排出者責任、⑤生産者責任（EPR）の五項目の基本問題について、①廃棄物とは不要物として廃棄されたものとし、不要物の定義は総合判断説による、②不要物以外のリサイクル可能物も規制対象とする、③リサイクルされる物については不要物か否かを問わずに必要最小限の規制をかける、④気体状のものは廃棄物としない、⑤土砂は廃棄物とする、⑥総合判断説では「占有者の意思」「引き取り価値の有無」より「物の性状」「排出状況」等の客観的要素を重視する、⑦有価・無価を問わず有害性などの観点から廃棄しなければならないものも廃棄物として規制をかける。有害性等とは

バーゼル条約の規制範囲とする……などとしている。

廃棄物の区分については、①日常生活に伴つて排出された廃棄物を生活系廃棄物として、市町村の責任で処理する、②事業活動に伴つて排出された廃棄物を事業系廃棄物として、排出事業者の責任で処理する。ただし、従来の事業系一般廃棄物はこの事業系廃棄物の区分に含めるものの、市町村が引取義務などの一定の責任を負い、処理費用の負担を事業者に求めるものとする、③区分は性状、排出量、処理困難性等を考慮して見直す、④し尿や浄化槽汚泥、し尿の混じったビルピット汚泥は生活系廃棄物とする、⑤この区分に対して、EPRを負う廃棄物、有害性等のある廃棄物、リサイクルされる廃棄物は独立した区分を設ける。特に、有害性等のある廃棄物は一般廃棄物、産業廃棄物を問わない区分とする……などとしている。

リサイクルに係る廃棄物処理業・施設の規制については、①規制は現行どおりの厳格なものにすべきであるが、手続は合理化を図る、②再生利用指定制度等によって指定を受けた業者が、仮に環境基準に適合していないとも指導できないなどの問題を改善しながら対象範囲の拡大を図る……としている。

題についての検討結果が、去る一月十八日、環境省第一会議室で開かれた、第三回中央環境審議会で報告された。

報告の際、廃棄物の区分における「有害性等がある廃棄物について」の「有害性等」を、具体的に「爆発性、毒性、感染性等有害性がある廃棄物」と書き直した。

また、廃棄物・リサイクル制度に関する課題の検討においては、課題相互の関連性や制度全体に及ぼす影響を視野において総合的に検討を行うことが重要であると付記され、今後同部会において総合的な視点から議論することを期待するとしている。

今回は報告書の内容を確認するだけにとどまつたが、次回以降本格的な審議に入り、三月末には中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会としての中間とりまとめが発表される予定である。

ついて」という演題で、関心の持たれている食品サイクルについての法整備面、我々業界としての係わり合い方、未だ整理されていない問題点等について講演があつた。

た合併処理浄化槽普及について、闊達な意見交換が繰り広げられ、熱気に包まれたまま終

了した。研修会終了後も、講演者を交えて懇親会が開かれ、親睦を深め合った。

**受託分析・受託実験  
環境調査・環境アセスメント  
応援します!  
環境を支える  
確かな技術**

地球環境と人との優しい関係  
株式会社 アサヒテクノリサーチ

本 社 広島県大竹市晴海2-10-22  
TEL(08275)9-1800(代) FAX(08275)9-1805  
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクシビル1F  
TEL(082)278-8829(代) FAX(082)278-8824

